

指定訪問入浴介護事業

指導検査基準

— 令和8年4月1日適用 —

東京都福祉局指導監査部指導第一課

<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>いているか。</p> <p>(2) (1)の管理者は、専ら指定訪問入浴介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。</p> <p>ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業所には、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽、車両等の備品・設備等を保管するために必要なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業所には、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられているか。</p> <p>特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備を備えているか。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第50条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(3)に規定する設備及び備品等を備えているものとみなす。</p> </div>	<p>都条例第111号第49条第2項</p> <p>法第74条第2項 都条例第111号第50条第1項 施行要領第3の2の2の(2) 都条例第111号第50条第1項 施行要領第3の2の2の(3) 都条例第111号第50条第2項</p>	<p>タイムカード、勤務表等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・設備、備品台帳等 ・浴槽、手洗洗浄設備等 車両（浴槽運搬用等）
<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p>	<p>都条例第111号第51条第1項</p>	

	<p>(2)管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に、都条例の「第3章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥指定訪問入浴介護の利用に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨その他運営に関する重要事項</p> <p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう各指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しているか。</p> <p>(4) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上</p>	<p>都条例第111号第51条第2項</p> <p>都条例第111号第52条 施行要領第3の2の3の(2)</p> <p>都条例第111号第52条の2第1項</p> <p>施行要領第3の2の3の(3)の①</p> <p>都条例第111号第52条の2第2項</p> <p>都条例第111号第52</p>	<p>・運営規程 ・重要事項説明書 ・指定申請書及び変更届出書の控</p> <p>・運営規程 ・就業規則 ・勤務表 ・雇用の形態（常勤・非常勤） が分かる文書</p> <p>・研修計画、実施記録</p>
--	---	---	---

	<p>のための研修の機会を確保しているか。</p> <p>この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>(5) 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。（職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置）</p> <p>4 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>5 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>条の2第3項 施行要領第3の2の3 の(3)の③</p> <p>都条例第111号第52 条の2第4項 施行要領第3の2の3 の(3)の④参照(第3 の1の3の(6)④)</p> <p>都条例第111号第58 条準用(第11条の2) 施行要領第3の2の3 の(8)参照(第3の1 の3の(7))</p> <p>法第74条第2項 都条例第111号第58 条準用(第12条第1 項) 施行要領第3の2の3 の(8)参照(第3の1</p>	<p>・事業主の方針及び相談に応じる体制がわかる書類等</p> <p>・業務継続計画 ・研修・訓練実施記録等</p> <p>・運営規程、重要事項説明書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・利用契約書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類）等</p>
--	---	--	---

	<p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>6 提供拒否の禁止 指定訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく、指定訪問入浴介護の提供を拒んではないか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>7 サービス提供困難時の対応 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>8 受給資格等の確認 (1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 (2) 指定訪問入浴介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問入浴介護を提供するよう努めているか。</p> <p>9 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定訪問入浴介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサ</p>	<p>の3の(8))</p> <p>都条例第111号第58条準用(第13条) 施行要領第3の2の3の(8)参照(第3の1の3の(9))</p> <p>都条例第111号第58条準用(第14条)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第15条第1項) 都条例第111号第58条準用(第15条第2項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第16条第1項)</p> <p>都条例第111号第58</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込受付簿等 ・ 居宅介護支援事業者へ連絡をしたことが分かる書類等 ・ サービス提供依頼書等 ・ 利用者に関する記録（被保険者証の写等） ・ 利用者に関する記録
--	--	--	--

	<p>ービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>10 心身の状況等の把握 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>11 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、指定訪問入浴介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p>	<p>条準用(第16条第2項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第17条)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第18条第1項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第18条第2項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第19条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等 ・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等 ・利用者の届出書控等 ・居宅サービス計画書
--	--	---	--

	<p>13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定訪問入浴介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しているか。</p> <p>14 居宅サービス計画の変更の援助 指定訪問入浴介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>15 身分を証する書類の携行 (1) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名の記載があるか。</p> <p>16 サービスの提供の記録 (1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しているか。</p> <p>17 利用料等の受領 (1) 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指</p>	<p>都条例第111号第58条準用(第20条)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第21条)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第22条)</p> <p>施行要領第3の2の3の(8)参照(第3の1の3の(15))</p> <p>都条例第111号第58条準用(第23条第1項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第23条第2項)</p> <p>都条例第111号第53</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画書 ・サービス提供記録等 ・利用者に関する記録（変更があったかの確認） ・居宅サービス計画書 ・サービス提供票 ・業務マニュアル ・身分を証明する書類（身分証、名札等） ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・サービス提供票、サービス提
--	---	---	--

	<p>定訪問入浴介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合に要する交通費</p> <p>② 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>(4) 指定訪問入浴介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、法施行規則第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定訪問入浴介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問入浴介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問入浴介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問入浴介護に要した費用の額とする。）及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>条第1項</p> <p>都条例第111号第53条第2項</p> <p>都条例第111号第53条第3項 都規則第141号第8条</p> <p>都条例第111号第53条第4項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>法施行規則第65条</p>	<p>供票別表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費明細書 ・請求書 ・領収書
--	--	---	--

	<p>18 保険給付の申請に必要となる証明書の交付 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>19 指定訪問入浴介護の基本取扱方針 (1) 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われているか。 (2) 指定訪問入浴介護事業者は、その提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>20 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針 (1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要な指定訪問入浴介護を適切に提供するとともに、利用者又はその家族に対し、指定訪問入浴介護の提供方法等について説明を行っているか。 (2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 (3) (2)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (4) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定訪問入浴介護の提供を行っているか。 (5) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該指定訪問入浴介護の提供の責任者としているか。 ただし、利用者の身体の状態が安定していること等の理由から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を</p>	<p>都条例第111号第58条準用(第25条)</p> <p>都条例第111号第54条第1項 都条例第111号第54条第2項</p> <p>都条例第111号第55条第1号 都条例第111号第55条第2号 都条例第111号第55条第3号 都条例第111号第55条第4号 都条例第111号第55条第5号</p>	<p>・サービス提供証明書控 (介護給付費明細書代用可)</p> <p>・訪問入浴介護記録 ・配車表</p> <p>・身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>・主治の医師の意見確認書類</p>
--	---	--	---

	<p>確認した上で行っているか。</p> <p>(6) 指定訪問入浴介護の提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意しているか。特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。</p> <p>(7) 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させているか。</p> <p>21 利用者に関する区市町村への通知</p> <p>指定訪問入浴介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>22 緊急時等の対応</p> <p>(1) 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p> <p>23 衛生管理等</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p>	<p>都条例第111号第55条第6号</p> <p>施行要領第3の2の3の(5)の⑤のハ</p> <p>都条例第111号第58条準用(第30条)</p> <p>都条例第111号第56条</p> <p>施行要領第3の2の3の(6)の②</p> <p>都条例第111号第58条準用(第32条第1項)</p> <p>施行要領第3の2の3の(8)参照(第3の1の3の(23)の①)</p>	<p>・設備・器具類についての消毒方法等のマニュアル</p> <p>・消毒の記録等</p> <p>・区市町村に送付した通知に係る記録</p> <p>・緊急時対応マニュアル</p> <p>・サービス提供記録等</p> <p>・衛生管理に関するマニュアル等</p>
--	---	--	--

	<p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に十分に周知すること。</p> <p>② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>24 掲示</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>ただし、指定訪問入浴介護事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、前段の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。</p> <p>25 秘密保持等</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>都条例第111号第58条準用(第32条第2項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第32条第3項)</p> <p>都規則第141号第9条準用(第4条の2)施行要領第3の2の3の(8)参照(第3の1の3の(23)の②)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第33条第1項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第33条第2項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第33条第3項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第34条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会等の記録 ・ 指針 ・ 研修及び訓練実施記録 ・ 掲示物等 ・ 従業員の秘密保持誓約書
--	---	--	--

	<p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>26 広告 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>28 苦情処理 (1) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、</p>	<p>都条例第111号第58条準用(第34条第2項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第34条第3項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第35条)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第36条)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第37条第1項)</p> <p>施行要領第3の2の3の(8)参照(第3の1の3の(28)の①)</p> <p>都条例第111号第58</p>	<p>・個人情報同意書(利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類)</p> <p>・パンフレット、チラシ等</p> <p>・ホームページ等</p> <p>・苦情の受付簿</p> <p>・苦情者への対応記録</p> <p>・苦情対応マニュアル</p> <p>・重要事項説明書</p>
--	---	--	--

	<p>当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に関し、法第 23 条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定訪問入浴介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(7) 指定訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>29 地域との連携等</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問入浴介護の提供を行うよう努めているか。</p> <p>30 事故発生時の対応</p>	<p>条準用(第37条第2項)</p> <p>施行要領第3の2の3の(8)参照(第3の1の3の(28)の②)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第37条第3項)</p> <p>施行要領第3の2の3の(8)参照(第3の1の3の(28)の③)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第37条第4項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第38条)</p> <p>施行要領第3の2の3の(8)参照(第3の1の3の(29))</p>	
--	---	--	--

	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>31 虐待の防止</p> <p>指定訪問入浴介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に十分に周知すること。</p> <p>② 虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>32 会計の区分</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等により適切に行われているか。</p>	<p>都条例第111号第58条準用(第39条第1項)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第39条第2項)</p> <p>施行要領第3の2の3の(8)参照(第3の1の3の(30)の③)</p> <p>都条例第111号第58条準用(第39条の2)</p> <p>都規則第141号第9条準用(第4条の3)</p> <p>施行要領第3の2の3の(8)参照(第3の1の3の(31))</p> <p>都条例第111号第58条準用(第40条)</p> <p>平13老振発18号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故対応マニュアル ・ 事故の状況及び事故に際して採った措置（区市町村、家族、介護支援専門員等への報告を含む）の記録 ・ 再発防止策の検討の記録 ・ ヒヤリハットの記録 ・ 委員会等の記録 ・ 指針 ・ 研修及び訓練実施記録 ・ 会計関係書類
--	---	--	--

	<p>33 記録の整備</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その契約終了の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 都条例第111号第23条第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>② 都条例第111号第55条第3号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>③ 都条例第111号第30条の規定による区市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 都条例第111号第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 都条例第111号第39条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>都条例第111号第57条第1項</p> <p>都条例第111号第57条第2項</p> <p>施行要領第3の2の3の(7)参照(第3の1の3の(33))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者、設備、備品及び会計に関する記録等 ・サービスの提供の記録等 ・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
<p>第5 変更の届出等</p>	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p>	<p>法第75条第1項</p> <p>法第75条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請書及び変更届出書の控
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p>	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p>	<p>法第41条第4項</p> <p>平12厚告19の一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表

	<p>ただし、指定訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業所ごとに所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成 27 年厚生労働省告示第 93 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 基準額の算定</p> <p>利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所の看護職員 1 人及び介護職員 2 人が、指定訪問入浴介護を行った場合に算定しているか。</p> <p>3 高齢者虐待防止措置未実施減算</p> <p>高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない、又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>4 業務継続計画未策定減算</p> <p>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>5 身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合の算定</p> <p>利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を</p>	<p>平12老企39</p> <p>平12厚告19の二</p> <p>平12厚告19の三</p> <p>平12厚告19 別表の2のイの注1</p> <p>平12厚告19 別表の2のイの注2 平27厚労告95 四の四</p> <p>平12厚告19 別表の2のイの注3 平27厚労告95 四の五</p> <p>平12厚告19</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問入浴介護記録 ・ 勤務表 ・ 訪問入浴介護サービスシート表参照 ・ 委員会等の記録 ・ 指針 ・ 研修・訓練実施記録 ・ 業務継続計画 ・ 業務継続計画に関する記録 ・ 主治の医師の意見確認書類
--	--	--	---

	<p>生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を 確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が、指定訪 問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単 位数を算定しているか。</p> <p>6 清拭又は部分浴の場合の算定 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であ って、当該利用者の希望により清拭又は部分浴を実施したときは、 所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>7 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同 一の建物に居住する利用者に対する取扱い 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住 する者で当該建物に居住する1月当たり利用者の人数が50人未満の 場合及び事業所と同一建物に居住する1月当たりの利用者が20人以 上の場合は所定単位数の100分の90を算定しているか。 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住 する者で当該建物に居住する1月当たり利用者の人数が50人以上の 場合は所定単位数の100分の85を算定しているか。</p> <p>8 特別地域訪問入浴介護加算 平成24年厚生労働省告示第120号(別に厚生労働大臣が定める地 域)に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指 定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算とし て、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単 位数に加算しているか。</p> <p>9 中山間地域等における小規模事業所の評価 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大 臣が定める施設基準(1月当たり延訪問回数が20回以下)に適合す る指定訪問入浴介護事業所の訪問介護従業者が指定訪問入浴介護</p>	<p>別表の2のイの注4</p> <p>平12厚告19 別表の2のイの注5</p> <p>平12厚告19 別表の2のイの注6</p> <p>平12厚告19 別表の2のイの注7 平24厚労告120</p> <p>平12厚告19 別表の2のイの注8 平21厚労告83の一</p>	<p>・訪問入浴介護記録</p>
--	---	---	------------------

	<p>を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>10 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価 指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>11 サービス種類相互の算定関係 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、訪問入浴介護費を算定していないか。</p> <p>12 初回加算 指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>13 認知症専門ケア加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)</p>	<p>平27厚労告96の二</p> <p>平12厚告19 別表の2のイの注9 平21厚労告83の二</p> <p>平12厚告19 別表の2のイの注10。</p> <p>平12厚告19 別表の2のロの注</p> <p>平12厚告19 別表の2のハの注</p>	
--	--	---	--

	<p>(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>(3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。</p> <p>(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>(4) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>14 看取り連携体制加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、</p>	<p>平27厚労告95の三 の四</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者一覧表等(日常生活自立度の分布がわかる資料等) ・研修受講修了証明書 ・チームとして専門的な認知症ケアを実施していることがわかる記録 ・会議の開催記録等 ・利用者一覧表等(日常生活自立度の分布がわかる資料等) ・研修受講修了証明書 ・事業所として専門的な認知症ケアの指導等を実施していることがわかる記録 ・個別研修計画、実施記録
--	--	--------------------------	---

	<p>電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1回につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。</p> <p>イ 病院、診療所又は指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護等が提供されるよう、指定訪問入浴介護を行う日時を当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションと調整していること。</p> <p>ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者は次のとおり。</p> <p>イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。</p> <p>15 サービス提供体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が利用者に対し指定訪問入浴</p>	<p>平12厚告19 別表の2のニの注</p> <p>平27厚労告96の二 の二</p> <p>平27厚労告94の三 の四</p> <p>平12厚告19 別表の2のホの注</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り期における対応方針 ・利用者又はその家族等の同意書等 ・研修実施記録 ・医師が回復の見込みがないと診断したことがわかるもの ・介護記録等の記録を活用した説明資料 ・利用者又はその家族等の同意書等
--	--	---	--

	<p>を行った場合は、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的で開催すること。</p> <p>(3) 当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>(4) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合100分の60以上であること。</p> <p>(二) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の</p>	<p>平27厚労告95の五</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別研修計画等 ・ 会議の議事録等 ・ 健康診断結果の一覧表等 ・ 介護福祉士の資格証等
--	--	-------------------	---

	<p>60以上であること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>(2) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一)当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(二)当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>16 介護職員等処遇改善加算(令和8年5月31日まで適用)</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の94に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の79に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)</p>	<p>平12厚告19 別表2のへの注</p>	
--	--	----------------------------	--

	<p>算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 当該指定訪問入浴介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(二) 当該指定訪問入浴介護事業所において、介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(2) 当該指定訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p>	<p>平27厚労告95の六 （平27厚労告95の 四準用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善計画書 ・ 給与明細等
--	---	---	--

	<p>(4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定訪問入浴介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>（六）（五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(10) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。</p> <p>ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</p> <p>イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
--	--	--	--

	<p>ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から四まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>17 介護職員等処遇改善加算（令和8年6月1日から適用） イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 算定した単位数の1000分の122に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 算定した単位数の1000分の133に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 算定した単位数の1000分の116に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 算定した単位数の1000分の127に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の101に相当する単位数</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した単位数の1000分の85に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p>	<p>平12厚告19 別表2のへの注</p> <p>平27厚労告95の六</p>	
--	---	--	--

	<p>イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 当該指定訪問入浴事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(二) 当該指定訪問入浴事業所において、介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(2) 当該指定訪問入浴事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定訪問入浴事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災</p>	<p>(平27厚労告95の 四準用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善計画書 ・ 給与明細等
--	--	---------------------------	--

	<p>害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定訪問入浴事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(10) 訪問入浴介護費における特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。</p> <p>ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をい</p>		
--	---	--	--

	<p>う。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム（以下「ケアプランデータ連携システム」という。）を利用していること。</p> <p>(二) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。</p> <p>ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>二 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) ロ(2)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ホ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>へ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
--	---	--	--

〈参考〉

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
法施行規則	⇒	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
都条例第111号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
施行要領(居宅サービス)	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
省令第38号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企第22号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
老企25	⇒	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12厚告19	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	⇒	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告29	⇒	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)
平12老企第36号	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
平12老企第39号	⇒	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企40	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号)
平12老振24・老健93	⇒	要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平12老計8	⇒	指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
平13老振発第18号	⇒	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚労告第127号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚労告83	⇒	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚労告第118号	⇒	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号)
平27厚労告94	⇒	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚労告95	⇒	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚労告96	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
平30厚労告218	⇒	厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(平成30年5月2日厚生労働省告示第218号)
平24厚労告120	⇒	厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示120号)
平30厚労告80	⇒	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準(平成30年3月22日厚生労働省告示80号)